

平成30年度 甌島地区児童生徒島外活動補助金

評価表 NO. 58

所管部課名	薩摩川内市教育委員会 学校教育課		担当者	塩田 直人				
事務事業名	甌島地区児童生徒島外活動補助金(教育育成費、学校保健体育運営管理費、小学校綱引大会)							
根拠法令	甌島地区児童生徒島外活動補助金交付要領							
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下							
平成30年度 予算額	3, 771 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	3, 771 千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	小体連及び中体連主催行事への参加者数		児童・部活生徒全員	平成 3 5 年度				
成果指標②	中学校における部活動への所属者数		全生徒 (加入率100%)	平成 3 5 年度				
補助対象者	甌島地区児童生徒の保護者会							
補助対象経費	①各小中学校と、宿泊地間の交通費 (往復) ②宿泊料の本土地域との差額分							
補助対象事業・活動の内容	甌島地区の小・中学校が計画する島外活動							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	①各小中学校と、宿泊地間の交通費 (往復) ②宿泊料の本土地域との差額分							
上記項目の積算方法	本土地域との格差							
補助を受ける事業(団体)等の決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	
	収入	自己資金	870, 564	23. 6%	419, 920	14. 4%	676, 890	23. 7%
		会費収入	870, 564	23. 6%	419, 920	14. 4%	662, 730	23. 2%
		事業収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		寄付金・その他助成		0. 0%		0. 0%	14, 160	0. 5%
		市補助金	2, 824, 320	76. 4%	2, 505, 501	85. 6%	2, 174, 810	76. 3%
		(前年度繰越金)		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		計	3, 694, 884	100. 0%	2, 925, 421	100. 0%	2, 851, 700	100. 0%
	支出	事業費	3, 694, 884	100. 0%	2, 925, 421	100. 0%	2, 851, 700	100. 0%
		人件費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		その他事務費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		(翌年度繰越金)		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		計	3, 694, 884	100. 0%	2, 925, 421	100. 0%	2, 851, 700	100. 0%
		支出計/前年度支出計				79. 2%		97. 5%
		自己資金/前年度自己資金				48. 2%		161. 2%
	翌年度繰越金/市補助金		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
	交付件数	36		34		42		
	成果指標の推移①	354		296		338		
	成果指標の推移②	78		68		61		
特記すべき事項等	【前回評価】平成 2 7 年度「現状のまま継続」 【前回評価への回答】特になし 【事業の P R 方法】 ・年度末に各小・中学校に周知を行っている。 【費用対効果】 ・各スポーツ大会に参加することにより、運動能力の向上が図られる。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】 ・費用負担を理由に各スポーツ大会等に欠場しないよう補助金の分配に心がけた。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	甑島地域の小・中学生が行事に参加することにより、甑島地域だけでなく他地域の小・中学生の意欲も向上する。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	甑島地域の小・中学生が経済的負担を理由に参加できない状況がないよう、支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	旅費等を補助することにより、各種行事や部活動の大会等を辞退することなく参加・出場ができています。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	学校が計画する島外活動であるため、各学校にある団体が行うことが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	本土地域との格差を解消するため、妥当な金額となっている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	地域的ハンディを克服する目的の補助であるため、固定的な補助になる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	同団体はPTA組織と同義であり、日常において学校、地域との連携がなされており、公益性がある。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	地域的ハンディを克服するため、他に適当な政策手段がない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	地域的ハンディを克服するため、本土地域との格差解消するものとなっている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 費用負担を理由に大会への欠場がないよう継続する必要がある。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈まとめ〉

甌島地区児童生徒島外活動補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる甌島地区児童生徒島外活動補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 甌島地区児童生徒島外活動補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 甌島地区児童生徒島外活動補助金の交付を申請した甌島地区の小・中学校が計画する島外活動の一層の充実と健全な運営を図るものであること。
- (2) 前号の甌島地区島外活動計画の達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 甌島地区児童生徒島外活動補助金の額は、次条に定める経費の合計額とする。

(補助対象経費)

第4条 甌島地区島外活動補助金は、次の各号に掲げる項目であつて、甌島地区の児童・生徒の島外における活動に要する経費について交付する。

- (1) 各小中学校から、宿泊地までの交通費（往路）
- (2) 宿泊地から、各小中学校までの交通費（帰路）
- (3) 宿泊料の本土地域との差額分

ただし、その上限は6,000円とする。

(交付の申請)

第5条 甌島地区児童生徒島外活動補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年12月28日とする。

(交付の基準)

第6条 甌島地区児童生徒島外活動補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 当該申請者に甌島地区児童生徒島外活動補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 甌島地区児童生徒島外活動補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 甌島地区児童生徒島外活動補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 小学校体育連盟及び中学校体育連盟主催行事への参加者数

(2) 中学校における部活動への所属者数

(補助事業者等の責務)

第9条 甌島地区児童生徒島外活動補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２５年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

補助金交付先一覧

平成29年度 島外活動補助金

【単位：円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		交通費	宿泊費	その他		
1	手打小学校保護者会	24,600	91,200		115,800	56,100	4,500	55,200	115,800	集団宿泊学習(5校合同)
2	長浜小学校保護者会	14,800	59,300		74,100	35,900	3,000	35,200	74,100	集団宿泊学習(5校合同)
3	鹿島小学校保護者会	19,240	77,640		96,880	46,660	3,600	46,620	96,880	集団宿泊学習(5校合同)
4	海星中学校保護者会	75,600	8,000		83,600	34,960	8,000	40,640	83,600	音楽コンクール
5	里小学校保護者会	23,680	8,000		31,680	23,680		8,000	31,680	集団宿泊学習(5校合同)
6	〃	43,180	19,200		62,380	25,160	18,020	19,200	62,380	集団宿泊学習(中津小合同)
7	中津小学校保護者会	13,120	62,800		75,920	29,920	4,080	41,920	75,920	集団宿泊学習(5校合同)
8	〃	19,320	8,400		27,720	11,480	7,840	8,400	27,720	集団宿泊学習(里小合同)
					0				0	
教育育成費 小計		233,540	334,540	0	568,080	263,860	49,040	255,180	568,080	
1	手打小学校保護者会	41,400	18,000		59,400	24,600	1,500	33,300	59,400	陸上記録会
2	長浜小学校保護者会	20,800	9,600		30,400	11,840	800	17,760	30,400	陸上記録会
3	〃	59,760	5,400		65,160	14,760	45,000	5,400	65,160	県ジュニア綱引
4	鹿島小学校保護者会	34,060	15,600		49,660	19,500	1,300	28,860	49,660	陸上記録会
5	里中学校保護者会	13,880	2,670	1,180	17,730	9,060	6,270	2,400	17,730	総体(陸上)
6	〃	53,340	3,600		56,940	17,700	35,640	3,600	56,940	総体(陸上)
7	〃	108,550	7,800		116,350	38,350	70,200	7,800	116,350	地区(柔道)
8	〃	80,010	5,400		85,410	26,550	53,460	5,400	85,410	地区(剣道)
9	〃	46,360	3,600	2,950	52,910	14,750	34,560	3,600	52,910	総体(剣道)
10	〃	151,340	19,800	6,490	177,630	49,830	117,000	10,800	177,630	総体(柔道)
11	〃	53,340	3,600		56,940	17,700	35,640	3,600	56,940	地区新人(柔道)
12	〃	53,340	3,600		56,940	17,700	35,640	3,600	56,940	地区新人(剣道)
13	上甗中学校保護者会	28,470	9,030		37,500	10,650	17,820	9,030	37,500	総体(陸上)
14	〃	169,730	22,770		192,500	39,050	130,680	22,770	192,500	地区(卓球)
15	〃	37,960	8,000		45,960	14,200	23,760	8,000	45,960	地区(剣道)
16	〃	17,200	3,400	1,180	21,780	6,500	11,880	3,400	21,780	総体(卓球)
17	〃	20,640	2,000		22,640	8,760	11,880	2,000	22,640	地区新人(剣道)
18	〃	113,820	12,180		126,000	30,660	83,160	12,180	126,000	地区新人(卓球)

補助金交付先一覧

平成29年度 島外活動補助金

【単位:円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		交通費	宿泊費	その他		
19	海陽中学校保護者会	85,410	11,700		97,110	34,650	53,460	9,000	97,110	地区(陸上)
20	"	9,040	1,300		10,340	3,850	5,490	1,000	10,340	地区(剣道)
21	"	301,920	64,800		366,720	88,160	238,560	40,000	366,720	総体(バレー)
22	"	43,620	6,000	1,770	51,390	15,510	29,880	6,000	51,390	総体(陸上)
23	"	28,470	3,900		32,370	11,550	17,820	3,000	32,370	地区(剣道)
24	"	56,940	16,440		73,380	31,740	35,640	6,000	73,380	総体(駅伝)
25	"	92,580	16,680		109,260	31,980	71,280	6,000	109,260	地区(バレー)
26	海星中学校保護者会	81,100	14,100		95,200	25,200	60,000	10,000	95,200	総体(バレー)
27	"	3,250	1,300		4,550	3,550		1,000	4,550	総体(陸上)
28	"	12,580	2,660	590	15,830	5,190	8,640	2,000	15,830	総体(バドミントン)
29	"	30,560	5,560		36,120	10,360	23,760	2,000	36,120	地区(バレー)
	学校保健体育運営管理費 小計	1,849,470	300,490	14,160	2,164,120	633,900	1,260,720	0	269,500	2,164,120
1	里小学校保護者会	23,680	8,000		31,680	23,680	8,000		31,680	小学校綱引競技大会
2	中津小学校保護者会	13,120	0		13,120	13,120			13,120	小学校綱引競技大会
3	手打小学校保護者会	22,260	7,500		29,760	22,260	7,500		29,760	小学校綱引競技大会
4	長浜小学校保護者会	14,800	5,000		19,800	14,800	5,000		19,800	小学校綱引競技大会
5	鹿島小学校保護者会	17,940	7,200		25,140	17,940	7,200		25,140	小学校綱引競技大会
	各種大会運営費 小計	91,800	27,700		119,500	91,800	27,700		119,500	
	計	2,174,810	662,730	14,160	2,851,700	989,560	1,337,460	0	524,680	2,851,700